

専決処分につき承認を求めることについて
(滋賀県税条例および合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する
自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例)

1 趣旨

令和6年度税制改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律の成立・公布に伴って改正が必要となる滋賀県税条例等の規定のうち、令和6年4月1日に施行すべきものについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づく知事の専決処分により改正したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めようとするもの。

2 改正の概要

(1) 滋賀県税条例の一部改正

ア 個人住民税(個人県民税)の定額減税(付則第5条の7、付則第5条の8関係)

納税義務者の合計所得金額が1,805万円以下(年収2,000万円以下)の場合に限り、令和6年度分の個人住民税について、納税義務者および扶養親族等1人につき、所得割の額を1万円控除する。

① 給与所得に係る特別徴収
(給与所得者の方)

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



② 普通徴収
(事業所得者等の方)

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



イ 不動産取得税の特例措置の適用期限の延長等

(ア) 特例措置等の適用期限の延長【特に記載のあるものを除き、令和8年3月31日まで】

- a 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置(付則第7条の4関係)

- b 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置（付則第7条の4関係）
 - c 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置（付則第8条関係）
 - d 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（付則第8条関係）
 - e 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地に係る課税標準の特例措置【令和9年3月31日まで】（付則第8条関係）
 - f 認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（付則第8条関係）
 - g 住宅および土地の取得に係る標準税率を3%とする特例措置【令和9年3月31日まで】（付則第8条の2関係）
 - h 宅地評価土地の取得に係る課税標準を2分の1とする特例措置【令和9年3月31日まで】（付則第9条の2関係）
- (1) 特例措置の廃止
- 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置（付則第8条関係）

ウ 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長【令和9年3月31日まで】（付則第10条の2の6関係）

- (ア) 船舶の使用者の動力源に供する軽油の引取り
- (イ) 自衛隊等が通信機械、自動車等の動力源に供する軽油の引取り
- (ウ) 鉄道事業者等が鉄道用車両等の動力源に供する軽油の引取り
- (エ) 農業または林業を営む者が動力耕うん機等の動力源に供する軽油の引取り
- (オ) 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業に使用する機械の動力源等に供する軽油の引取り
- (カ) 自衛隊の船舶の使用者が重要影響事態法等の規定により行う軽油の譲渡
- (キ) 自衛隊の船舶の使用者が物品役務相互提供協定に基づいて行う軽油の譲渡
- (ク) オーストラリア軍隊の船舶の使用者が自衛隊に対して行う軽油の譲渡

エ 狩猟税の課税免除の特例措置の延長【令和11年3月31日まで】（付則第10条の4、付則第11条関係）

有害鳥獣の捕獲の担い手に係る課税免除等の特例措置の適用期限の延長

(2) 合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車の自動車税種別割について、証紙徴収の規定の整備を行う。（第3条関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

滋賀県税条例および合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、個人の県民税、不動産取得税、軽油引取税、狩猟税等について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部改正（第1条関係）

ア 個人の県民税

個人の県民税について、定額による特別税額控除を次のとおり実施することとします。

- (ア) 令和6年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の所得割の額から1万円（控除対象配偶者または扶養親族（地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。以下「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を控除することとします。（付則第5条の7関係）
- (イ) 令和7年度分の個人の県民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者および地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の所得割の額から1万円を控除することとします。（付則第5条の8関係）

イ 不動産取得税

(ア) 次のとおり特例措置の適用期限を延長することとします。

- a 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとします。（付則第7条の4関係）
- b 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとします。（付則第7条の4関係）
- c 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）
- d 中小事業者等が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）
- e 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地に

係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。

(付則第8条関係)

f 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

g 住宅および土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。(付則第8条の2関係)

h 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。(付則第9条の2関係)

(イ) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置を廃止することとします。(付則第8条関係)

ウ 軽油引取税

(ア) 次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。(付則第10条の2の6関係)

a 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

b 自衛隊または日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊(以下「オーストラリア軍隊」という。)が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源または動力源に供する軽油の引取り

c 鉄道事業者または軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両またはこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

d 農業または林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

e 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

(イ) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号)、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号)、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号)または国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成27年法律第77号)に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期間を令和9年3月31日まで延長することとし

ます。(付則第10条の2の6関係)

(ウ) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。(付則第10条の2の6関係)

(エ) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。(付則第10条の2の6関係)

エ 狩猟税

(ア) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとします。(付則第10条の4関係)

(イ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとします。(付則第10条の4関係)

(ウ) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとします。(付則第11条関係)

(2) 合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和27年滋賀県条例第21号)の一部改正(第2条関係)

合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は、新規登録の申請があつた自動車について地方税法第177条の10第1項の規定により課する種別割を払い込むときは、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、当該自動車について新規登録の申請をした際に、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車の種別割を払い込まなければならないこととします。(第3条関係)

3 その他

- (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表（第1条関係）

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>本則 省略 付 則 第1条～第5条の6 省略 (新設)</p> | <p>本則 省略 付 則 第1条～第5条の6 省略 <u>（令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除）</u> 第5条の7 <u>令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下この条および次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第20条から第21条の4まで、付則第4条の2の2第1項、付則第5条第1項、付則第5条の4の2第1項、付則第5条の5および付則第6条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 <u>前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者または扶養親族（法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配</u></p> |

偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第20条から第21条の4まで、付則第4条の2の2第1項、付則第5条第1項、付則第5条の4の2第1項、付則第5条の5および付則第6条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項および附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前2項の規定の適用がある場合における第21条の2第2項および付則第5条の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額(付則第5条の7第1項および第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。)」とする。

(令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除)

(新設)

第5条の8 令和7年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者および法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第20条から第21条の4まで、付則第4条の2の2第1項、付則第5条第1項、付則第5条の4の2第1項、付則第5条の5および付則第6条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第20条から第21条の4まで、付則第4条の2の2第1項、付則第5条第1項、付則第5条の4の2第1項、付則第5条の5および付則第6条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則

(新設)

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における第21条の4および付則第4条の2の2第1項 _____ の規定の適用については、第21条の4中「前条まで」とあるのは「前条までおよび付則第6条第2項」と、付則第4条の2の2第1項第2号中「および付則第5条の5」とあるのは「、付則第5条の5および付則第6条第2項」とする

_____。

4 法附則第6条第5項の規定の適用がある場合における付則第4条の2の2第1項 _____ の規定の適用については、同項第3号 _____ 中「および付則第5条の5第2項」とあるのは、「、附則第5条の5第2項および付則第6条第5項」とする

第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項および附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(個人の県民税の特別税額控除の細目)

第5条の9 前2条に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めるところによる。

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における第21条の4、付則第4条の2の2第1項、付則第5条の7第2項および付則第5条の8第2項の規定の適用については、第21条の4中「前条まで」とあるのは「前条までおよび付則第6条第2項」と、付則第4条の2の2第1項第2号中「および付則第5条の5」とあるのは「、付則第5条の5および付則第6条第2項」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「および」とあるのは「、付則第6条第2項および」とする。

4 法附則第6条第5項の規定の適用がある場合における付則第4条の2の2第1項、付則第5条の7第2項および付則第5条の8第2項の規定の適用については、付則第4条の2の2第1項第3号中「および付則第5条の5第2項」とあるのは「、付則第5条の5第2項および付則第6条第5項」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号中「および」とあるのは「、付則第6条第5項

第6条の2～第7条の3 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2～6 省略

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第1条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年

および」とする。

第6条の2～第7条の3 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2～6 省略

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第1条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和8年

3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

8～11 省略

12 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第26項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第23項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

13 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う

3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

8～11 省略

(削除)

12 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う

当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

14 省略

15 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第7条第1項第1号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する。

16 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2の2第1項に規定する医療機関の再編の事業により施行令附則第7条第25項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

（住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第8条の2 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅ま

当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

13 省略

14 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第7条第1項第1号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する。

15 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2の2第1項に規定する医療機関の再編の事業により施行令附則第7条第25項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

（住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第8条の2 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅ま

たは土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 省略

第9条 省略

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第9条の2 宅地評価土地（宅地および宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 省略

3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、第39条の2第10項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条第12項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第13項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換

たは土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 省略

第9条 省略

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第9条の2 宅地評価土地（宅地および宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 省略

3 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第39条の2第10項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条第12項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第13項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換

により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第10項、第12項および第13項、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

第9条の3～第10条の2の5 省略

（軽油引取税の課税免除の特例）

第10条の2の6 令和6年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略

2・3 省略

4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに次に掲げる規定により

により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第10項、第12項および第13項、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

第9条の3～第10条の2の5 省略

（軽油引取税の課税免除の特例）

第10条の2の6 令和9年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略

2・3 省略

4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、令和9年3月31日までに次に掲げる規定により

当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(1)～(3) 省略

5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

6 オーストラリア軍隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該オーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第10条の2の7～第10条の3の3 省略

(狩猟税の課税免除)

当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(1)～(3) 省略

5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

6 オーストラリア軍隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該オーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第10条の2の7～第10条の3の3 省略

(狩猟税の課税免除)

第10条の4 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項および次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第7項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項および次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合には、第139条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、または鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項または鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和6年3月31日までの間に行われたときは、第139条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

第10条の4 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項および次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第7項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項および次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われた場合には、第139条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、または鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項または鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和11年3月31日までの間に行われたときは、第139条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

(狩猟税の税率の特例)

第11条 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

第11条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(狩猟税の税率の特例)

第11条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

第11条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) 省略
(新設)

(新設)

第11条の2の2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略
(新設)

(1)～(3) 省略

(4) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

4 法附則第33条の2第5項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

第11条の2の2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県

(新設)

4 省略

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(新設)

民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

4 法附則第33条の3第5項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第33条の3第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

5 省略

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(新設)

第13条の2～第13条の3 省略

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第14条 省略

2・3 省略

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(新設)

(新設)

4 法附則第34条第4項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第34条第4項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

第13条の2～第13条の3 省略

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第14条 省略

2・3 省略

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

5 法附則第35条第5項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とす

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(新設)

(新設)

第14条の2の2～第14条の3の4 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の4 省略

る。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

4 法附則第35条の2第5項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

第14条の2の2～第14条の3の4 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(新設)

(新設)

第14条の4の2以下 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

3 法附則第35条の4第4項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条の4第4項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

第14条の4の2以下 省略

合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第1条～第2条 省略 （自動車税の種別割の証紙徴収の手続）</p> <p>第3条 省略 （新設）</p> <p><u>2</u> 知事は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、別に証紙を購入する期間を指定することができる。</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>の場合において自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p>第4条以下 省略</p> | <p>第1条～第2条 省略 （自動車税の種別割の証紙徴収の手続）</p> <p>第3条 省略</p> <p><u>2</u> <u>第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は、新規登録の申請があつた自動車について地方税法（昭和25年法律第226号）第177条の10第1項の規定により課する種別割を払い込むときは、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、当該自動車について新規登録の申請をした際に、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車の種別割を払い込まなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 知事は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、別に証紙を購入する期間を指定することができる。</p> <p><u>4</u> <u>前3項</u>の場合において自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p>第4条以下 省略</p> |